

## 6 ひとりで悩まないで

子育てをママやパパだけで背負うのは辛いもの。子育ての経験を共有し、悩みを相談し合える仲間に出会う機会が大切です。ママ友、パパ友ができると、子育てが楽しく、心も軽くなりますよ。

岩見沢市では、地域の主任児童委員が中心となり、子どもや子育て家庭を温かく見守り、育む地域づくりをめざして、児童館を中心に、市内14か所で、子育て親子ひろばを開設しています。

### ● 地域親子ひろば

学校に入る前のお子さんとお母さんが集まって、みんなで遊んだり、子育ての情報交換などができます。ひろばごとに開催日が違うので、事前にお問い合わせください。

親子ひろば名	開設場所	住所	電話番号
日の出親子ひろば	日の出児童館	日の出台9丁目1-13	24-1220
あかしや親子ひろば	鉄北児童館	北2条西5丁目1-7	24-3884
ふれあい親子ひろば	春日児童館	総合公園41	24-6394
みその親子ひろば	美園児童館	美園5条7丁目2-35	24-5087
しぶん親子ひろば	志文児童館	志文町205-33	25-2868
ほろむい親子ひろば	幌向児童館	幌向北1条2丁目601-110	26-3775
利根別親子ひろば	利根別児童館	5条東13丁目9-15	23-5473
東・さかえ親子ひろば	東・栄児童館	栄町1丁目18-4	24-6712
いなほ親子ひろば	稻穂児童館	7条西15丁目7-1	23-5458
かみほろ親子ひろば	上幌向児童館	上幌向北1条4丁目705-2	26-1975
中央親子ひろば	中央児童館	5条東2丁目2-22	22-2452
ほくしん親子ひろば	北真児童館	穂町35-1	23-2281
くりさわ親子ひろば	栗沢認定こども園	栗沢町南本町23	45-3000
きたむら親子ひろば	高齢者福祉センター「えみる」	北村赤川3562	36-2140

※ 常設型の親子ひろばは、子ども・子育てひろば「えみる」にあります！（2ページ参照）

### ● 光が丘子ども家庭支援センター

児童の福祉に関する子どもと家庭の問題や悩みについて相談を受けています。

児童相談所や各市町村子育て支援センターなど、あらゆる機関と協力しながらサポートしていきます。

また、相談員や心理判定員によるカウンセリングや心理・知能検査なども行っています。

光が丘子ども家庭支援センター TEL 22-4486（春日町2-3-7）

- 秘密を守ります
- 24時間相談対応



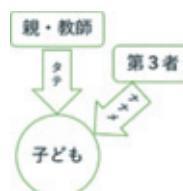
#### 子育てコラム ナナメの関係と支援する人、受ける人

自分の子どもに、何かいいことをしようと思うと、過保護だって言われます。それなら、同じことを隣の子どもにしてあげるので。そうすると隣の親から感謝されます。とっても優しいおばちゃんだってなります。自分の子どもに勉強を教えると、いらっしゃいます。だけど、隣の子どもに教えると、その子どもは、素直に教わってくれます。これがナナメの関係です。

親が自分の子どもに教えるんじゃなくって、隣の子どもに教えていくのです。それが輪になつて、最後は自分の子どもを隣の大人の人が教えてくれるっていう社会です。そうしてきました誰もいろいろすることなく、子どもたちを育てやすくなります。

このような発想を持ちながら、まちづくりをしていくことを、これまで地域実践心理学という形で実践と研究をする中でみつけました。ぜひ皆さんも上手に支援を受ける側になって、時には支援をする側になりながら、子どもたちとともに、一緒に生きていけるような地域づくりに貢献していただければと思います。

（岩見沢市子ども・子育て会議 平野直己）



## 児童虐待って何？

親または親に代わる養育者等が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を、児童虐待といいます。

虐待は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、ときにはその生命までも脅かすことがあります。また、虐待は、子どもの心に深い傷となって残り、不信感や敵意、絶望感などがその後の人格形成に大きな影響を与えることもあります。児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。



虐待には4つの種類があります。「虐待かどうか分からなければ・・・」と思ったら、迷わず関係機関へ通報してください。虐待かどうかを決めるのは児童相談所です。

### ●身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

### ●心理的虐待

言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

### ●ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かないなど

### ●性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったら、すぐにお電話を！



いち はやく  
189

### オレンジリボン憲章

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します。
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- ④ 私たちは、地域の連帯を抜けます。



- 虐待を受けたと思われる子どもがいたら
- ご自身が出産や子育てに悩んだら
- 子育てに悩む親がいたら

岩見沢児童相談所

TEL 22-1119 (鳩が丘1丁目 9-16)

子育て総合支援センター

TEL 22-3337 (4西3 あえーる岩見沢3F)



### 子育てコラム

児童虐待通告は国民の義務です。

「虐待かな」と思ったら、私たちは、児童相談所や子育て総合支援センターに通告しなければなりません。このことは児童福祉法第25条に規定されています。

虐待が疑われる家庭に接することのできる人や支援できる人は、通告という行為が、あまりにも唐突にならないためにも、それ以前に子どもに傷やアザを見つけた時、気になることがあったときに、「心配」や「辛い」の気持ちで、何があったのか保護者に話を聞く関わりも必要です。虐待は、やむにやまられてしまつたということも少なくありません。中には「児童相談所が来てくれて（介入されて）良かった」という保護者もいらっしゃいます。

どうしても通告しなければならない時は、保護者に何も言わずに児童相談所が介入すると、信頼関係を壊す結果にもなりやすいので、「私たちは、児童相談所に通告しなければならないのです。」「それがお子さんやご家庭のためになるのです。」と話してください。

（令和元年9月 岩見沢地区地域療育推進協議会療育講演会 講師 畠中さおり）